

協会活動状況

(特別の記事のないものはすべて植物園において)

●七月七日(木)

常任理事会

出席者 石川(後)、八木、高畑、小川、辻井(中野、綱島)

石山五区道路問題について要望書、陳情書が提出され、市議会建設委員会に辻井理事が説明出席したこと、円山道路問題について円山住民の会の集会に会長、高畑理事が出席したことが報告された。事務局・家登美智子氏の退職に伴う後任者として、坂間博子氏の選任を承任。道庁委託調査(日高山脈調査と自然環境)についての文献調査の二件)の契約了を報告。

会誌・会報の進行状況(七月十五日納品予定)が報告された。

議事

法人化検討委員会から資料のとりまとめの状況について報告、今後の進め方としては定案の作成、これまでの経過と問題点を会員へ報らせることが必要とされ、会誌発送の機会に報告することと決定。

大学農場跡地の土地利用問題について協会としては緑地としての活用を提言すべきではないかと考えられるので、関係方面へ要望することと決定。

次期理事会は法人化問題などを中心に八月末、または九月月上旬に開催を予定。夏の催物、自然保護講座についてはもう少し案を練ることになった。

●七月二十一日(木)

滝口、田中理事をはじめ原田、浅井、村野、三木会員の応援を得て、新事務所への移転を完了。

●七月二十二日(金)

北見市内のカラマツ並木伐採問題につきNHK北見放送局・村木記者の来訪あり、できるだけ調査の機会をつくって検討する旨回答(辻井)

●八月六日(土) 教育文化会館

常任理事会(法人化検討委員会合同)

出席者 石川、八木、小川、滝口、辻井、中野、山口、綱島

議題

一、法人化について設立趣意書案を一応まとめ、今後の検討事項(予算、管理体制など)について協議。
二、次回理事会を九月四日に開催することを決める。

●八月十三日(土)

常任理事会

出席者

都市内道路問題に関する勉強会を九月三日に開催する(都市環境特別委員会)ことを決定。

●八月二十日(土)

法人化検討委員会

定款第三案について審議、検討する。

●九月四日(日)

第七十一回理事会

出席者 石川、八木、大山、門脇、斎藤(春)、高畑、滝口、田尻、田中、辻井、中野、宗像、山口、山本、小川、綱島。

議題 法人化について

法人の性格、協会の現状、財政問題など法人化にかかわる基本的な議論を行うと同時に、協会の性格づけ、検討の経過などを会員に広く周知する。また定款、財政の展望などについて、次回の理事会で協議することを確認した。

●九月十七日(土) 北海道クリスタルセンター

常任理事会(法人化検討委員会合同)

出席者 石川、高畑、滝口、野田、小川、綱島

協会の性格などについて自由討議。これまでの経過を会員に知らせるよう準備する。

●十月一日(土) 北海道クリスタルセンター

在札理事会 石川、坂本、高畑、滝口、中野、山本、綱島。

法人化に関する基本的事項について討議。法人化の再検討、行政との関係、委託調査機能、責任組織体制の確立、事務体制と財政の関係など多岐にわたって語られた。

●十一月十六日(水)

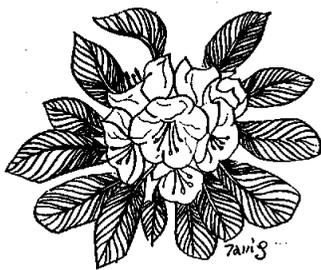
常任理事会

出席者 石川、八木、高畑、滝口、辻井、小川、綱島。

一、法人化について——評議員の役割と性格について討議するとともに、理事の職務ならびに事務局体制の強化に

地域住民運動体にとって 「全国連合」とは何なのか

山 本 正



第七回全国自然保護大会は六月の十八・十九の両日、「東京代々木のオリンピック記念青少年総合センター」で、四〇〇名近い会員を集めて行なわれた。前回の札幌大会が二〇〇名前後だったことを考えると、盛大な大会ということになるが、今回の大会ほどガタガタした大会もない。

全国連合が発足して第一回の全国自然保護大会を箱根で持ったのが昭和四十六年だから、それから六年になる。六年といえは短いようだが、この間における経済社会の動きは、四十八年秋のオイルショックを挟んで、高度経済成長から一転して低位安定成長に移らざるを得ないほどの激動の六年であった。

この経済社会の変ばりに対応するように、行政の住民運動に対する態度も様変わり示した。環境庁の発足した四十六年は日本経済の高揚期であったことも手伝って、住民運動に対する行政の姿勢にもある種の理解とゆとりが感じられた。大石長官の第一回大会における受け答え

や、第二回大会における列島改造論に対する批判などは、この間の事情を端的に示しているものと思う。

しかし、オイルショックを契機に定着化してきた慢性的不況からの脱出が経済社会の強い要求となってくると、開発の足かせの一つになっていく住民運動に対する行政側の働き返しも激しくなってきた。これらの状況変化に対して、全国連合は機敏に対応してきたかという点、そうはいえないと思う。大体、全国連合に、状況変化のある、なしにかかわらず運動を展開、継続していく能力があったのだからかと疑問に思わざるを得ない面がある。

どんな小さい組織でも、組織が組織としての機能していくためには幾つかの条件がある。まして、全国各地の地域住民団体が連合してつくっている「全国連合」であれば、それなりの努力を払わなければならない、その機能を発揮し、維持していくことはできるものではない。

個々の地域の住民組織の機能維持であ

れば、けしてやさしいとはいわないが、しかし、それほどのことではないように思われる。なぜなら、組織が小さければ、組織への愛着心とか一体感を持ちやすい。また、とり扱う問題も地域の問題に限られているので、意見の集約もしやすいし、そこをきたして対立をもたらず地も少ない。人々の接触する機会も多く、気心も知れているので、意志の疎通をはかりやすい。資金が不足しても、その額はボランティア活動なり、他の方法をとるなりすれば処理できないほど大きなことも少ない。組織が小さくても各地域では、それ相応に社会的に認知され、対外活動に支障をきたすことはない。他組織の助けをかりずに、独立して、機能し続けることもできる。

このような意味からいえば、地域住民組織は、それ一個で完成しているといえる。小さくても全人格的で、自個完結型組織である。

「全国連合」がその機能の面で問題にされ、表面化したのは第三回の羽黒山大会というから、発足してから二年しか経っていない時点である。個々の地域の住民組織であれば機能させ継承させていけるのに、なぜその連合体である「全国連合」の場合うまくいかないのだろうか。それは、「全国連合」が自個完結の組織のルールと同じルールで運営されているからではないだろうか。

連合体を支える理論にも方法にも、われわれに習熟していない面があったので

ついて話合った。

- 二、石山四区道路問題——地元住民団体に市議会事務局より陳情書をとり下げてはどうかと打診がきたというが、協会としてはとり下げないことで一致。
- 三、環境保全に関する調査研究機関設置の再要望について（別掲参照）
- 四、北大第二農場跡地問題について——学長および評議員会に要望書を提出する方向で検討する。

●十一月十九日（土）協会事務所
在札幌専会

- 出席者 石川、高畑、坂本、井手、山本、山口、田中、綱島。
- 一、第五回自然保護シンポジウム（函館）の再要望
- 二、法人化について
- 三、オリンピック反対署名について
- 四、環境調査機関設置に関する再要望
- 五、道アセスメント条例の状況説明
- 六、札幌周辺の自然を考える会の設立総会について

●十二月五日（月）エルム会館
常任理事会（法人化検討委員会合同）
出席者 石川、八木、中野、高畑、綱島。

法人化問題について詰めの議論をする
とともに今後のスケジュールを決める。
●十二月十三日（火）北里香
常任理事会（法人化検討委員会合同）

出席者 石川、八木、中野、野田、辻井、滝口、高畑、綱島、小川
法人化検討委員会から本年度の審議の経過が報告され、了承された。

はないかと思われてならない。もしそうだとしたら、この点の反省なくして「全国連合」をいじってみても、一時的には蘇がえったかに見えても、すぐに、ものもくあみになってしまふにちがいない。

全国の百三十団体を加盟してつくっている「全国連合」をして一個の人格者として、しかも、ある目的を遂行する自主的な人格者として機能し続けることを期待するのであれば、まず第一に、ボランティアの活動に依存することをやめる必要がある。そのためには、それを可能にする財政的裏付けが絶対必要である。ボランティア的精神を全面的に否定するつもりもないし、それも必要なことを痛いほど理解したうえで、なおかつ、それを否定しなければならぬ。財政的独立なくしては独立した人格者にはならない。資金をボランティア的精神に依存している限り、「個人的活動」といつて批判してみてもはじまらない。

人間は自分も思い、人も期待しているほど自主的でない。あらゆる活動費が個人の財布から出ていく状況が続けば、組織の意志の枠をはずれて独り歩きをするようになるのは当然のことだ。組織の資金を使うときは事前にしる事後にしる、組織の承認をとらなければならぬ。したがって、組織の意志が個人の活動を支配する。しかし個人の金であれば、個人の意志を組織の意志と同一視する傾向を生んでも、別に不思議でない。人はそれを独走と呼ぶかもしれない。独走と呼ぶのは易いが、そういつたからといって独

走させたことの責任がなくなるものでない。人間は弱い。同じ立場に立てば同じ「独走」をするものだ。

規則は組織を人格化する手続である。会則を設けて組織の目的、事業範囲、財政などを規定して人格の骨格をつくと同時に、それを機能させるために会長や理事長、事務局体制を整備する。そして、組織の活動が設立者の意図から外れないようにするための機関として、総会を設けている。そして全人格者として活動させている。

個々の地域住民組織の意見を、それらの場面、場面で確認し、全国連合の意見とすることは望ましいことではあるが、必ずしもできるというものではない。時間的制約もあるだろうし、財政的、労力的制約もある。したいと思っても、できないことがある。それゆえにこそ、総会があつてその年の経過としての活動報告があり、さらには運動方針を討議し、予算案を審議している。急に発生し、その対処に迫られる問題だつてある。個々の団体は自分達がつくつた「全国連合」であれば監督する義務もあるが、信頼して委せる寛容さがなければ、全人格者として活動できるものでない。

運動の方法について異論のあることは、別に驚くにあたらない。二人いれば飯に夫婦だろうと、親友だろうと意見のあわなないものである。自分自身の一人の場合でさえ、あのことに對する判断と、このことに對する判断とが同じ理論で律せられているとは限らない。ただ個人の

場合は自分自身に極めて寛容だから、問題にならないだけの話しである。選択に係わる問題をあげつらつて、「全国連合」の全人格を否定するような批判はあたらぬ。何が最善かは誰もわからないから。ただ、最善と思つて選択するだけだからである。

このような意味からすれば、個々の住民組織の意見も聞かずに「全国連合」の名を使つてもらいたくないというような議論の良し悪しも自から明らかであろう。もし仮りにその人の日常の活動方向が「全国連合」的でないというのなら、そもそも人選段階で間違つていたのであつて、選んだ不明こそ問われなければならない。

比較的小規模な住民運動組織を日常、正常に機能させていると、その日常経験を判断の基準にしやすいものである。個々の地域住民運動体を、そのまま膨らまされたのが「全国連合」だと思ひ、日常経験の普遍性を主張するきらいはないだろうか。量の拡大に伴つて質の変ること、従つて組織が大きくなれば、機能させる原理もまた異なつてくることは、自個完結型の運動体に馴じんでいる場合は、特に注意を払ふ必要があるように思ふ。

もう一つ「全国連合」の人格を規定する大きい要素は、当然のことながら個々の地域住民団体が「全国連合」に何を期待するかにかかつている。ある人は情報交換機能で充分だといふし、ある人は弱い個々の地域の運動体も支援してほしいといふし、ある人は、全国的に共通な

自然保護に係わるような問題、例えば環境問題などともとり組んでもらいたいといふし、多種多様である。できれば、これら全部を包含した運動であれば、それにこしたことはないが、それには、それなりの体制がいる。

あまり多いとも思えない、いまの分担金でさえ未納の組織が多いところをみると「全国連合」にあまり期待を寄せていないのではないかと思ふが、実際にはそうではない。「全国連合」という全国組織が不用でつかと問われて、はい、そうですと答える人はまずいない。そして、これもしてくれ、あれもしてくれという人が多い。最も期待感の少ない人でも、情報交換の中心となり、中央官庁との交渉の窓口となつてほしいといふ。この最小限の期待感に答えるだけでも、ボランティアをぬきにしてやろうと思えば、事務所、電話、専従の職員などが必要であつて、現在の会費でできるものではない。会費は払わない、上げるのも嫌い、それでいて、あれもこれもといふのは土台、無理というものである。

金のないのが住民運動だとはよく聞く言葉であるが、これは真をかえせば、金を出してまでやる気のないことを示している。金がなくても、できるというのは個々の地域の住民組織の活動での日常経験が、そういわせているのでないだろうか。組織が大きくなつたら、また別のルールが必要だ、ということを理解する必要がある。

にきびしくなってきた。個々の地域の住民運動のもつ社会的影響力にも、一時よりは強いかげりがみられる。それだけにまた、運動にも多面的な拡がりを持たせないことには、その実効は期待できなくなるであろう。それゆえにこそ、「全国連合」のもつ意味は今後増大することすれ、減少することはないであろう。

もしそうだとしたら、「全国連合」の全人格者としての活動を強化してゆかなくてはならない。期待感を現実のものにするためには、資金的な裏づけと、全人格者としての活動を寛容と理解をもつてあたたく見守ることが必要だと思ふ。「全国連合」がいらないというのなら話は別だが、いるというのなら、しかも、日本の自然保護運動の前進が個々の地域のためにも、日本のためにも、必要であるというのなら、連合体の維持発展のためには、それなりの決心と負担と、寛容と理解が必要である。

自個完結型の思考からの脱皮がいまほど望まれるときはないし、また自個完結型の思考に漬かっていられるほど、とりまく情況がのんびりしているとは思えない。(理事)

会費を納入してください

十二月末現在の会費納入率はまだ50%にすぎません。会運営に重大な支障があります。どうぞご納入を

法人化問題の経過

——法人化小委員会——

五月二十一日の総会以後、今年の最大の課題として法人化検討委員会(中野徹三委員長)が発足して、検討をすすめてきました。このほどたたき台の段階ですが「社団法人北海道自然保護協会設立趣意書(案)」と、「定款(案)」とを全理事に見てもらい、九月四日に理事会を開き審議しました。そこで出された問題点としては、

一、官庁の指導、監督を受けることで活動に干渉されないか。

二、過大な財政規模をとるために団体会費の比重が増し、自由な活動を抑えられないか

と、いうことがあげられます。理事会および在札理事会で話し合った結果

一、主管官庁の監督はあくまでも民法上の公益法人としての届出事務に対して行われるもので、活動内容に干渉するものではないこと。

二、団体会員からの圧力も協会の活動が社会的に重要なものであることを自覚し、毅然たる態度をとれば防げる、ことなどの点で了解しあいました。さらに今回の法人化の最大の理由は、全道に拡がる幅広い会員に対して責任ある事務局体制をとるためには、一部の理事に過大な任務を負わせている状態では不安があり、法律によって規定される事

務手続をとる必要があります。

また活動の中心が、自然を守るための調査研究、啓蒙普及、指導助言などにある協会では、社会的にも法的にも責任ある体制が必要です。全道を対象としている関係から各地の自然保護団体との連携も要請されており、この面からも、より信頼される団体として発展しなければなりません。

以上のような検討を経て現在では、住民組織としての協会の長所を堅持するよう定款などを整理中で、常任理事を経て一月中旬頃の理事会で原案をきめる予定で、その後二月には臨時総会をひらいて承認してもらえれば、道庁に申請することになり、五月の定期総会までに許可を得たいと思っています。

都市内自動車道路問題を考える会、開かれる

九月三日(土)午後一時三十分より札幌駅前の日生ビルにおいて、本協会主催(北海道自然保護団体連合共催)になる標記の集會が開かれた。これは札幌市内各地で、バラバラに運動が進められている自動車道路問題について、相互の情報を交換するとともに、横のつながりを一層緊密にしていくことを目指したもので、当協会のほか六団体の関係者五十人が参加した。

まず高畑常任理事による開催の挨拶のち、八木副会長が基調報告を行なった。ひき続き活発な報告が各団体からな

され、最後に合同法律事務所所属の郷路弁護士がコメントを述べて全体のしめくくりとした。

なかば孤立状態におかれている各種の団体が、共通した問題について話し合いをもつにいたった意義は大きい。各分野と接触をもっている本協会の特色を生かして、今後も積極的にこの種の集會を開いていきたいと考えている。なお、当日の記録をなんらかの形でまとめるべく作業を進めていることをお知らせして、報告にかえた。

第五回北海道自然保護シンポジウムひらかれる

10月15—16日、於・函館

第一日目は、函館駅前から国道五号線アカマツ並木—大沼—函館山と巡検し、それぞれ自然保護上の問題点が指摘された。

二日目は特別報告として、欧州自然保護視察報告が16ミリシネを使っておこなわれた。自動車道路に反対する市民の声を聞くために、質問カードを見せ返事をテープレコーダに記録するとか、パルプ工場に潜入してたれ流しの現場を撮影するなど迫力ある映画であった。

各団体からの活動報告は次のとおり
知床横断道路の近況報告—三浦二郎
(根室自然保護教育研究会)
恵庭岳復元状況報告—中西 孝
(北大自保研)

北海道開拓村の問題―曾山

(酪農大自保研)

釧路川観光開発の動きについて

(釧路自然保護協会)

都市内自動車道路問題について

高畑 滋 (北海道自然保護協会)

オリンピック再誘致反対について

山本 正 (道自然保護団体連合)

午後からは地元・函館の問題にしぼって、函館付近の問題点の報告と意見交換がもたれた。

次のとおり

一、函館山保護運動の経過と今後の問題

宗像 和彦

二、大沼の汚染問題

中尾 繁

三、その他の諸問題、(1)湯川町クロマツ砂防林について、(2)国道五号線アカマツ並木について、(3)大規模年金保養基地建设について、(4)近い将来の問題として、

知内火力発電所建設、新幹線建設、北海道自動車縦貫道建設、横津岳スカイライオン建設計画、

作山 宗邦

四、岩内原発現地視察報告―星野 花枝

花枝

どの問題も重要な問題であり、いずれもきちんとした調査をもとに、十分な討議を経て報告されているのに感心をさせられた。さすが、民度の高い函館の運動の深さを感じさせるものであった。

今回は三月頃に、札幌で第六回、九月中旬頃に知床集会所が計画されている。すでに素案が根室自然保護教育研究会から示されているので乞う検討

第一日目 斜里駅集合九時十分(急行

大雪五号、札幌発二十二時十五分)

斜里駅前発九時三十分、知床峠午前十一時、見返峠(昼食)十二時、ここから

二班に分かれ、一班は路線着工部分の調査と予定線の検討、一班は一の沼付近の植生調査

羅臼温泉着七時、夕食後、交流会

第二日目、シンボジウム 八時~十二時

釧路駅着十五時(上り急行・狩勝二号



冬期オリンピック再誘致に反対する意見書

H N C S 第一四四号

昭和五十二年九月

札幌市長

北海道自然保護協会

会長 石川 俊 夫

五月二十一日付で貴職あてに一九八四年冬期オリンピック再誘致反対の要望をしていたにもかかわらず、このたび再誘致の方針を決めたことは遺憾であります。当協会は、前回の競技場設置の際に自然保護の立場から、きびしい条件をつけました。しかし、恵庭岳滑降コース復元の約束は守られず支笏湖自然の村として

札幌着二二時に接続)

五十二年度第三回

北海道自然保護団体連合代表者会議

◎前期(三月~十月) 活動報告と会計報告

◎冬期オリンピック再誘致反対運動のす

すめかたについて (高畑 滋)

陳情書、要望書

意見書、回答文書

施設の存続をすいっぽう、リフト支柱など爆破したまま放置するという状況にあります。

市当局は、このような惨状を反省するどころかコースの復元は進んでいると表明しています。また、崩壊がおこっている手稲山コースの復元も昨年約束したばかりなのに、オリンピックのためにはこのコースの使用もありうることを示唆するに至っては、自然保護に留意しているとは思えません。これらのことから、当協合理事会では、前回の反省がないオリンピック再誘致には反対であるとの態度を再び確認しました。自然を守ることは市民全体の願いであり、子孫への最大の遺産であります。オリンピックの名のもの

とに自然破壊をくりかえさないために、再誘致はとりやめるべきだと思います。

北海道大学農学部付属農場跡地の土地利用問題に関する要望書

H N C S 第一四四号

昭和五十二年九月

札幌市長

北海道自然保護協会

会長 石川 俊 夫

北海道大学農学部付属農場の長沼移転計画にともなう跡地利用の件について、あるいは住宅地として、あるいは公園緑地として利用が議論されつつあります。本協会は良好な都市環境の維持のため同農場跡地は、公園緑地として用いられるのがもっともふさわしいものと考えています。その場合、札幌北部地区には緑地が少ないことから見て、とくに森林公園として造成されることが望ましいものと思慮いたします。よろしくご検討あらんことを切望するものであります。

北大農場跡地の土地利用について(回答)

札幌市民陳情第一〇一号

昭和五十二年十月十二日

札幌市長

石川 俊 夫 様

日ごろより市政に対してご協力をいただき感謝いたします。つきましては、さきにお申し出のありました「北大農場跡

地の土地利用についてのご要望に対して、次のとおりお答えいたします。

記

広大なキンパスは現在もすでに公園的に利用されており地域に貢献しています。

したがって、本市の公園配置計画上からも、北大農場跡地をさらに森林公園等の大規模な公園として造成することは、困難であると考えております。今後とも市政に対してご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

札幌周辺自然歩道真駒内

西岡コースの早期設定に関する要望書

HNC S第一四六号

昭和五十二年十一月一日

札幌市長 板垣 武四郎

北海道自然保護協会

会長 石川 俊夫

真駒内環境保全懇話会

世話人代表 戸刈 賢二

羊ヶ丘自然愛好会

会長 佐竹 徹夫

札幌周辺自然歩道は着々整備されて市民の利用がふえています。しかし、札幌を一周する自然歩道という性格上断続的であつてはならず空白ルートの造成が急がれています。

真駒内緑ヶ丘コースと西岡有明コースの間が空白であり、関係する市民団体では別紙図のコースを踏査の結果適当であ

ると判断して市議会に提案したところ採択されました。共に人気の高い上記既存コースをつなぐものとして自然林の中のゆるやかなコースは自然歩道の代表的コースと評価されましよう。

対象地が民有林であり問題も多いと思ひますが、古い作業道をそのまま使えば新たな造成は必要がない好条件にあります。自然歩道真駒内―西岡コースを早期に設定するよう要望いたします。

再び環境保全に関する調査研究機関の設置に関する要望

HNC S第一四七号

昭和五十二年十一月

北海道知事 堂垣内 尚弘殿

北海道自然保護協会

会長 石川 俊夫

本道における環境保全、自然保護に関する施策、条例および施設等の拡充が年々はかられ、環境行政の定着をみるに至つた点によるこびにたえません。

しかるに大小様々な開発事業が計画されるに伴い、環境アセスメントの実施が事業者、住民双方にとって当然なされるべき行為と受けとられる情勢にある上に、自然保護、環境保全の核となるべき調査研究および啓蒙普及を任とする機関がまだに発足していない点は甚だ残念な状態と言わざるをえません。

この問題について本協会では先に「環境保全に関する調査研究機関の設立を要望したところであります（HNC S第一

二二号、昭和五十一年二月二十日付）申すまでもなく、自然保護の推進に当っては、状況の把握、データの集積はもとより、環境に及ぼす開発行為の影響調査、アセスメント手法、普及方法の確立等にわたる不断の調査研究が不可欠と考えます。このような地道な積み上げなしには、調査、予測の手法が未確立な状態にある環境アセスメントそのものの有効性が問われかねません。また広く道民に保護、環境保全の重要性を理解してもらふことさえおぼつかないと思ひます。

調査研究、普及を業務とすべく全国に先がけて設立された石川県白山自然保護センターは、あるべき一つの方向を示していると言えますが、要は本道の特性に合った機関をいかに創り出すかにかかっていると申せましよう。先に道が策定した北海道発展計画では、自然環境の保全を重要な柱の一つと位置づけ、環境に関する調査研究を充実するため、自然環境などに関する調査研究部門の新設がうたわれています。以上の情勢を踏まえて、自然保護研究専門の機関を早急に具体化されますよう、再度強く要望するものです。

環境保全に関する調査研究機関設置の要望書提出について

HNC S第一二二二号

昭和五十一年二月二十日

北海道知事 堂垣内 尚弘殿

北海道自然保護協会

会長 石川 俊夫

(本文略)

物故者 田中 瑞穂氏

本協会会員、北海道教育大学教授・田中瑞穂氏は十二月十九日逝去された。同氏は道東の植物に造詣が深く、ことに釧路湿原を中心とする道東の湿原の植物生態学的研究で知られた。釧路湿原を愛し湿原の自然公園化と、湿原研究所の設立を提唱されていたが業半ばにして逝かれたのは痛恨に耐えない。釧路自然保護協会設立の推進者の一人であった。謹んで哀悼の意を表する。

社団法人化への動きについて

社団法人化については、法人化小委員会を中心として精力的な作業がつけられていますが、いままでの成案事項をまとめて理解を深める材料としてみた。十分、ご検討いただきたい。

今後の作業と、法人化への協会の会合等の日程はおおむね左のとおり。

一月七日 常任理事会

一月二十一日 理事会

二月十九日 理事会・臨時総会

四月二十二日 理事会

五月二十八日 設立総会

法人化問題の検討概要

公益を目的とする社団法人は、民法の規定によって設立し、その設立形式は主

田中瑞穂先生を悼む

辻 井 達 一

北海道教育大学教授・田中瑞穂先生が十二月十九日急逝された。

七月、私は帯広畜産大学へ講義に出かけたのだが、出かける間に畜大から連絡があつて、講義の予定を一週間、振り替えて貰いたいという。なぜだと聞いたら、釧路の田中先生の都合だということで承して日を改めて出かけた。

帯広に着いてみると、田中先生は急に倒れた。結局、講義にはこれがないという。久しぶりにお目にかかることができるかと楽しみにしていたのが、ふいふいになった。どういふ塩梅か、いつも元気がそうにしておられたが、と聞いてみるとなんでも講義中に貧血症状で、というので着いとさだし、ちよつとした変調ぐらいだろうと思つていたら、そのまま入院されたらと後で聞いておやおやと思つたものだ。

このときの貧血が、つまり腸の悪性腫瘍を原因とするものだったのは今度、葬儀で知つた。知つたというより、やつぱりそうだったか、ということだ。お加減がよくないとは時々あちこちからニュースがはいって、よくない病気でなければと案じてはいたが、なるべく悪い想像はしたくなかつたのである。

しかし、それは不幸にも現実になつてしまつた。

連絡を貰つて十二月二十一日、早朝の便で釧路へ飛んだ。暮か正月にどのみち釧路へは用件があつて行かなければならぬと考へてはいたが、仕事は正月にして暮は止めることにした矢先だつた。

こんなことで釧路へ行かなければならぬのは全く思ひもよらなかつたし、気の重い旅であつた。

朝の第一便は釧路に九時十分に着く。寒いがいい天気で、雪のない釧路湿原は褐色に乾いた感じで静かに横たわつていた。

空港で拾つたタクシーに行く先のお寺を告げると、昨日亡くなつた田中先生のお葬式ですね、という。湿原とその植物の大家でしょう、という。よく知つていねといふと、それは私どもの商売柄からいっても湿原を見たいとか、湿原を説明してくれとかいふお客も少なくないことだし釧路の観光資源についてもずいぶん、お世話になつてゐるわけですからねといふ返事だつた。

まつたく、湿原と田中先生とは切りはなしては考えられない。先生は釧路だけ

でなくて、道東のほとんどあらゆる湿原について資料を集め、研究をしておられた(霧多布湿原植物群落の構造、北海道学芸大学紀要、十一一、一九五八他)しかし、やはりその中心となつてゐたのは釧路湿原であらう。

フィールドという言葉がある。分野とも訳されるが、野外科学の場合には、むしろ現場という語感が強い。釧路湿原は正に田中先生のフィールドだつた。

しかし、湿原は誰のものでもないから私達も格好の調査対象として再三、乗りこんだ。自分が最初に手をつけたフィールドに、同じ研究者とはいへ、他所者が

はいつてくるのはなんとなく気になるものだ。そういう意味では私達若い者がどんどん入りこんだことは(もちろんご挨拶はしたとはいへ)、田中先生にとってはフィールドを荒されるというふうにお感じになつたのではあるまいか、と忸怩たるものを覚える。

田中先生が湿原の植生について最初に手をつけたのは、いわゆるヤチボウズを造るヒラギシスゲとその群落についてだつたと思ふ(ヒラギシスゲ群落の地上部構造・北海道学芸大学紀要九一、一九五八、ヒラギシスゲ根茎隆起の構造・同上二〇一、一九五九、Botanical Studies of Some Fern-tussocks in the Kushino Moor, Hokkaido, 同上二一、一九六二)。これらの研究を出発点として、湿原植生の解析が進められた。釧

路湿原総合調査報告書(釧路市立博物館一九七五)は、その一つのまとめであつた。

釧路湿原を含めて、釧路を中心とする植物についてのまとめはその名も釧路の植物(釧路叢書第五巻)として公刊された。同じ叢書の釧路川(第十一巻)でも植物の部を担当されており、最近では釧路湿原(釧路叢書第一八巻)も出ている。これは前述の総合調査報告の市民版ともいふべきもので、先生はこうした著書を通じて広く湿原を知らしめようとしておられたのであつた。

北海道自然保護協会では創立以来の会員として、また長く理事として活躍され会誌にも何度か湿原とその保護について筆をとられた(会誌十六号・一九七七)。しばしば湿原シンポジウムのスピーカーとして、また、昨年の自然保護連合全国大会では釧路湿原巡検とその後で開かれたシンポジウムのコーディネーターとして湿原問題のとりまとめに力を尽されたことも忘れることができない。

先生のご希望は、湿原研究所の設立と釧路湿原の自然公園化であつた。後者については直ちに自然公園化へと結びつくものではないが、国際湿原条約の批准が釧路自然保護協会を中心としてねばり強く求められつつある。この動きが、できるだけ早く実現につながることを希みしたい。

(常任理事)

務官庁の許可を必要とする。去る六月以来半年にわたり法人化のメリット・事業計画・定款(会則)・予算等を検討し、成案を得たので一月理事会に付議、二月下旬臨時總會、法人設立申請、五月設立總會を予定。法人化されると、内外に責任をもつ団体として今後の発展が期待される。主な成案事項は、次のとおり。

一、目的・事業に学術調査を加える。
二、通常總會は毎年五月に開催し、その定足数は会員三分の一以上の出席(書面表決・委任を含む)とする。

三、理事の定数は二十人以上とし、任期二年、法律上理事会は法人の代表機関であり、かつ、執行機関。理事は、法人の事務を管理執行する義務を負い、各自全員が代表権を持つ。

四、理事会の運営組織は次の機構とし、理事全員は何れかの部門に所属して会務を執行。参与(後記)や会員の参画も求め、運営体制の強化をはかる。

(総務部) 諸法規・諸規定、会員名簿、總會・理事会の開催と議事録、資金調達・会費、予算・決算・会計諸表、財産目録、金銭管理その他。
(広報部) 会誌・会報・通信・刊行物の発行、その他広報関係。
(事業部) 講演会・自然保護講座・自然観察会・シンポジウム・展示会などの開催、都市環境対策、内外諸団体との連絡提携、その他渉外関係。

(調査部) 日高・大雪山などの自然環境調査や自然環境文獻リスト・チェックシート作成等学術調査研究資料収

集、環境アセスメントなどの法案検討。

五、協会の事業遂行上特に必要な学識経験者や協会の発展に特別貢献した会員を参与に委嘱し、協会の強化をはかる。

六、財政規模の拡大をはかって専任事務局長をおき、事務局体制を確立する。

七、全体の意見を広く集め、地方会員の会への参画意識の高揚を期するため、評議員会制度導入を検討したが、管理体制が複雑化するのを当面見送り。

八、会員(個人・団体)の増加に努め、協会の発展と財政規模の拡大をはかる。

九、自然保護講座を開催する。たとえば世界の自然、北海道の自然公園、身のまわりの環境保全(洗剤・自動車・食品・下水)野外観察のしかた、水とさかな、動物の保護など。

十、自然保護シンポジウムを開催する。(他団体との共催を含む)たとえば環境アセスメントと住民参加、冬季オリエンター問題・大規模開発と自然保護、エネルギー問題と自然保護、都市林の現況と将来構想、知床の自然保護、ウェットランド条約と湿原水鳥保護など。

十一、富良野・藤の沢・羊ヶ丘・野幌・石狩・恵庭などの自然観察会を行う。

十二、講演会を開催する。たとえば私と自然保護、文学からみた北海道の自然、登山文化と自然保護など。

十三、設立趣意書、定款、予算、役員参与の選出方法などは省略。(編島 俊)

お知らせコーナー

◆エルザの会その後

前に会報でもお知らせしたエルザの会は、事務所を会長の藤原英司さん宅に移しました。

茨城県新谷郡桜村竹園三二一〇一三
一六 藤原英司方 エルザ自然保護の会。
今月から理事会を公開とし、毎月一回第一水曜日の夕方六時から新宿のエルザ館三F(東京都新宿区三二一〇一五、電話三五七一九九五)で開催することです。上京される機会がありましたらお立寄り下さい。

◆出版物のお知らせ
●「北海道動物記」会員・永田洋平氏による北海道の野鳥と野生動物の生態観察記録と写真集。昭和三十三年に出版されたものの新訂版。生態観察の記録として興味深いだけでなく、筆者の野生動物に対する温かい心と、自然保護についての情熱を感じさせる。巻末の動物名索引は和名だけでなく、方言やアイヌ名でも引けるようになってるのは特徴的。(札幌市中央区南八西十一、みやま書房 一五〇〇円)。

●「キタキツネの詩」会員である竹田津実氏の写真集二作目。十年におよぶキツネとの交流をコンパクトな一冊の本に凝集している。躍動的なキツネの動きが印象的。(サンリオ出版・六五〇円)

さらに最近、写真絵本「ともいうべき内容をもった「こっちゃんときたきつね」を出版した。子供だけでなく、誰が見てもキツネとこどもの心暖まるふれあいがあるに違いない。(ポプラ

社・九〇〇円)

●「写真集・日本の白鳥」会員・松井繁氏が全国の白鳥の湖を訪ずれ、ハクチョウならではの優美な姿を写真にとりまくり、その一部を写真集としてまとめたもの。なお、原稿料はそっくり水鳥保護の国際的機関であるIWRB(国際水禽調査機構)への入金、ならびに会費として寄付されることになっている。

(善隣・二二〇〇円)

●「季刊・キツネハウス」キツネの魅力にとりつかれた二人の女性とその仲間達が、日常的なキツネとのつきあいのひとコマひとコマを綴った、いわば動物版「アン・ノン」誌といった内容。手づくりの楽しく読めるユニークな季刊誌。

申込先は〒〇六六 千歳市根志越五七三、キツネハウス興業(年額二二〇〇円送料共)

●自然保護絵葉書「釧路湿原」が、釧路自然保護協会から発行された。タンチョウをはじめ、釧路の自然が美しく盛りられた五枚一組で三〇〇円、送料六〇円。

昭和五十二年十二月三十日発行
札幌市中央区北三条西二丁目
富山会館3F
発行所 北海道自然保護協会
電話(二五)五四六五番
振替口座小樽四〇五五番
発行人 石川 俊夫
印刷 札幌印刷株式会社